

企業会計基準適用指針第9号

株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針

平成17年12月27日

改正平成22年6月30日

最終改正平成25年9月13日

企業会計基準委員会

本適用指針は、平成26年11月18日に公表された「企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に関連する他の会計基準等の訂正について」による訂正が反映されている。

目次	項
目的	1
適用指針	2
範囲	2
表示区分	3
様式	3
表示方法	4
株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記として開示できる項目	4
その他利益剰余金の表示	4
評価・換算差額等の表示	5
株主資本の各項目の変動事由	6
変動事由の表示	6
剰余金の配当	7
新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生する場合の表示	8
株主資本以外の各項目の変動事由	9
変動事由の表示方法の選択	9
変動事由を表示する場合の主な変動事由及び金額の表示方法の選択	10
変動事由の表示	11

注記事項	13
適用時期	14
議 決	15
結論の背景	16
表示方法	16
株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記として開示できる項目	16
その他利益剰余金及び評価・換算差額等の表示	16
変動事由の表示	17
新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生する 場合の表示	18
株主資本以外の各項目の表示	19
注記事項	22

設 例

- [設例 1] 個別株主資本等変動計算書 — 株主資本の各項目のみ残高がある場合
- [設例 2] 個別株主資本等変動計算書 — 株主資本以外の変動を含む場合
- [設例 3] 連結株主資本等変動計算書 — 株主資本以外の変動を含む場合
- [設例 4] 連結株主資本等変動計算書 — 持分比率の変動がある場合
- [設例 5] 連結株主資本等変動計算書 — 在外子会社を連結子会社とする場合

注記例

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項の注記例
- 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項の注記例
- 3 配当に関する事項の注記例

目 的

1. 本適用指針は、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（以下「株主資本等変動計算書会計基準」という。）を適用する際の指針を定めるものである。

適用指針

範 囲

2. 本適用指針の適用範囲は、株主資本等変動計算書会計基準における適用範囲と同様とする。

表示区分

様 式

3. 連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書（以下合わせて「株主資本等変動計算書」という。）の表示は、純資産の各項目を横に並べる様式により作成する。ただし、純資産の各項目を縦に並べる様式により作成することもできる。

(1) 純資産の各項目を横に並べる様式例

① 個別株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等(*2)					新株 予約権	純資産 合計 (*3)
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計 (*3)			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計 (*3)		その他利益剰余金 (*1)							利益 剰余金 合計 (*3)		
					×× 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高(*4)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額(*5)															
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx					xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx					△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx					xxx
自己株式の処分									xxx	xxx					xxx
×××××															
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	xxx	xxx	—	xxx	xxx	—	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(*1) その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載する（第4項参照）。

(*2) 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載する（第5項参照）。

(*3) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*4) 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度のみが表示が行われる場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

(*5) 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね個別貸借対照表における表示の順序による。

(*6) 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を個別株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第9項から第12項参照）。また、変動事由ごとにその金額を個別株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に関係する変動事由の次に記載する。

② 連結株主資本等変動計算書

	株主資本					その他の包括利益累計額(*1)					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計 (*2)
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計(*2)			
当期首残高(*3)	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額(*4)													
新株の発行	xxx	xxx			xxx								xxx
剰余金の配当			△xxx		△xxx								△xxx
親会社株主に帰属す る当期純利益			xxx		xxx								xxx
×××××													
自己株式の処分				xxx	xxx								xxx
その他			xxx		xxx								xxx
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						(*5)xxx	(*5)xxx	(*5)xxx	(*5)xxx	xxx	(*5)△xxx	(*5)xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(*1) その他の包括利益累計額については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他の包括利益累計額の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を連結株主資本等変動計算書に記載する。

(*2) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*3) 企業会計基準第24号に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業結合会計基準に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度のみの表示が行われる場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

(*4) 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね連結貸借対照表における表示の順序による。

(*5) 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を連結株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第9項から第12項参照）。また、変動事由ごとにその金額を連結株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に関する変動事由の次に記載する。

(2) 純資産の各項目を縦に並べる様式例

① 個別株主資本等変動計算書

株主資本

資本金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX

資本剰余金

資本準備金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX

その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		XXX
-----------------	--------------	--	-----

資本剰余金合計(*3)	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX
	当期末残高		XXX

利益剰余金

利益準備金	当期首残高		XXX
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立	XXX
	当期末残高		XXX

その他利益剰余金(*1)			
---------------------	--	--	--

XX 積立金	当期首残高及び当期末残高		XXX
---------------	--------------	--	-----

繰越利益剰余金	当期首残高		XXX
----------------	-------	--	-----

	当期変動額	剰余金の配当	△XXX
--	-------	--------	------

		当期純利益	XXX
--	--	-------	-----

	当期末残高		XXX
--	-------	--	-----

利益剰余金合計(*3)	当期首残高		XXX
--------------------	-------	--	-----

	当期変動額		XXX
--	-------	--	-----

	当期末残高		XXX
--	-------	--	-----

自己株式	当期首残高		△XXX
-------------	-------	--	------

	当期変動額	自己株式の処分	XXX
--	-------	---------	-----

	当期末残高		△XXX
--	-------	--	------

株主資本合計	当期首残高		XXX
---------------	-------	--	-----

	当期変動額		XXX
--	-------	--	-----

	当期末残高		XXX
--	-------	--	-----

評価・換算差額等(*2)

その他有価証券評価差額金	当期首残高		XXX
---------------------	-------	--	-----

	当期変動額 (純額) (*4)		XXX
--	-----------------	--	-----

	当期末残高		XXX
--	-------	--	-----

繰延ヘッジ損益	当期首残高	XXX
	当期変動額（純額）(*4)	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等合計(*3)	当期首残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
新株予約権	当期首残高	XXX
	当期変動額（純額）(*4)	XXX
	当期末残高	XXX
純資産合計(*3)	当期首残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX

(*1) その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載する（第4項参照）。

(*2) 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載する（第5項参照）。

(*3) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*4) 株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。この場合、個別株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第9項から第12項参照）。

注1： 期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

注2： 企業会計基準第24号に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や企業結合会計基準に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度のみが表示が行われる場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

② 連結株主資本等変動計算書

株主資本

資本金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX
資本剰余金	当期首残高		XXX
	当期変動額	新株の発行	XXX
	当期末残高		XXX
利益剰余金	当期首残高		XXX
	当期変動額	剰余金の配当	△XXX
		親会社株主に帰属する 当期純利益	XXX
		その他	XXX
	当期末残高		XXX
自己株式	当期首残高		△XXX
	当期変動額	自己株式の処分	XXX
	当期末残高		△XXX
株主資本合計	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX
	当期末残高		XXX

その他の包括利益累計額(*1)

その他有価証券評価差額金	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
	当期末残高		XXX
繰延ヘッジ損益	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
	当期末残高		XXX
為替換算調整勘定	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
	当期末残高		XXX
退職給付に係る調整累計額	当期首残高		XXX
	当期変動額(純額)(*3)		XXX
	当期末残高		XXX

その他の包括利益累計額合計

(*2)	当期首残高		XXX
	当期変動額		XXX
	当期末残高		XXX

新株予約権

	当期首残高		XXX
--	-------	--	-----

	当期変動額（純額）(*3)	XXX
	当期末残高	XXX
非支配株主持分	当期首残高	XXX
	当期変動額（純額）(*3)	XXX
	当期末残高	XXX
純資産合計(*2)	当期首残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX

(*1) その他の包括利益累計額については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他の包括利益累計額の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を連結株主資本等変動計算書に記載する。

(*2) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*3) 株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。この場合、連結株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる（第9項から第12項参照）。

注1： 期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

注2： 企業会計基準第24号に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の期首残高に対する、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載する。

また、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や企業結合会計基準に従って暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度のみが表示が行われる場合には、上記に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

表示方法

株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記として開示できる項目

その他利益剰余金の表示

4. その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を個別株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載する。

評価・換算差額等の表示

5. 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

株主資本の各項目の変動事由

変動事由の表示

6. 株主資本の各項目の変動事由（株主資本等変動計算書会計基準第6項）には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益（連結上は親会社株主に帰属する当期純利益）又は当期純損失（連結上は親会社株主に帰属する当期純損失）（株主資本等変動計算書会計基準第7項）
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当（第7項参照）
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少（第7項なお書き参照）
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替（第8項参照）
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替（第8項参照）
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
 - (8) 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）
 - (9) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動

剰余金の配当

7. 剰余金の配当（第 6 項(3)参照）については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示するとともに、第 13 項(4)に記載した事項を注記する。

なお、いわゆる分割型の会社分割については、会社法上、新設分割会社又は吸収分割会社による新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の株式の現物配当として取り扱われていることを考慮し、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載したうえで、第 13 項(4)②の注記を行うものとする。

- (1) 剰余金の配当として記載する方法
- (2) 分割型の会社分割による減少として記載する方法

新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生する場合の表示

8. 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

株主資本以外の各項目の変動事由

変動事由の表示方法の選択

9. 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる（株主資本等変動計算書会計基準第 8 項ただし書き）。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、連結会計年度及び事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

変動事由を表示する場合の主な変動事由及び金額の表示方法の選択

10. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合（第 9 項参照）、以下の方法を連結会計年度及び事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

変動事由の表示

11. 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合（第9項参照）、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
- ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
- ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
- ③ 為替換算調整勘定
在外連結子会社等の株式の売却による増減
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減
純資産の部に直接計上された為替換算調整勘定の増減
- (2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
- (3) 非支配株主持分
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）
連結子会社の増加（又は減少）による非支配株主持分の増減
連結子会社株式の取得（又は売却）による持分の増減
連結子会社の増資による非支配株主持分の増減
12. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減（第11項(1)①参照）は、原則として、以下のいずれかの方法により表示する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳科目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益及び為替換算調整勘定（第11項(1)②及び③参照）についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

注記事項

13. 株主資本等変動計算書には、以下に掲げる事項を注記する（株主資本等変動計算書会計基準第9項）。

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類ごとに、当期首及び当期末の発行済株式総数、並びに当期に増加又は減少した発行済株式数を記載する。また、発行済株式の種類ごとに変動事由の概要を記載する。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式の種類ごとに、当期首及び当期末の自己株式数、並びに当期に増加又は減少した自己株式数を記載する。また、自己株式の種類ごとに変動事由の概要を記載する。

なお、連結株主資本等変動計算書に開示する自己株式数は以下の合計による。

- ① 親会社が保有する自己株式の株式数
- ② 子会社又は関連会社が保有する親会社株式又は投資会社の株式の株式数のうち、親会社又は投資会社の持分に相当する株式数

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類
- ② 新株予約権の目的となる株式の数

①及び②の記載対象には、連結子会社が発行した新株予約権及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）により注記事項とされるものを除く。

また、②については、権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数をいい、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当期首及び当期末の数並びに当期に増加及び減少する株式の数（変動事由の

概要を含む。)を記載する。この場合、権利行使期間(会社法第236条第1項第4号)の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する。

ただし、当期末における新株予約権の目的となる株式の数が当期末の発行済株式総数(自己株式を保有している場合には当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対して重要性が乏しいと認められる場合には、①及び②の注記事項を省略することができる。

なお、親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合には、当該新株予約権に関し、新株予約権の目的となる株式の種類及び数が明らかになるように記載する。

③ 新株予約権の当期末残高

親会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)と連結子会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)を区分して記載する。

④ 自己新株予約権に関する事項

新株予約権との対応が明らかとなるように以下の事項を記載する。

ア 親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合(親会社の自己新株予約権)、①から③に関する事項

イ 連結子会社が発行した新株予約権を当該子会社が保有している場合(連結子会社の自己新株予約権)、③に関する事項

(4) 配当に関する事項

① 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日

② 配当財産が金銭以外の場合(分割型の会社分割を含む。)には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額(配当の効力発生日における時価をもって純資産を減少させる場合には、当該時価により評価した後の帳簿価額をいう。)、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日

③ 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び①又は②に準ずる事項

適用時期

14. 平成17年に公表された本適用指針(以下「平成17年適用指針」という。)の適用時期は、平成17年に公表された株主資本等変動計算書会計基準と同様とする。

14-2. 平成 22 年に改正された本適用指針（以下「平成 22 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 22 年に改正された株主資本等変動計算書会計基準と同様とする。

14-3. 平成 25 年に改正された本適用指針（以下「平成 25 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 25 年に改正された株主資本等変動計算書会計基準と同様とする。

議 決

15. 平成 17 年適用指針は、第 94 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。

15-2. 平成 22 年改正適用指針は、第 204 回企業会計基準委員会に出席した委員 9 名全員の賛成により承認された。

15-3. 平成 25 年改正適用指針は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。

結論の背景

表示方法

株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記として開示できる項目

その他利益剰余金及び評価・換算差額等の表示

16. 個別株主資本等変動計算書のその他利益剰余金の内訳科目及び株主資本等変動計算書の評価・換算差額等の内訳科目については、株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができることとした（第4項及び第5項参照）。これは、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の内訳科目の数は企業により差があることを考慮したためである。

変動事由の表示

17. 株主資本等変動計算書に記載する株主資本の各項目の変動事由を第6項に示しているが、当該変動事由は例示であるため、変動事由の内容を適切に示す他の名称をもって記載することを妨げるものではない。
- 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合の当該変動事由（第11項参照）についても同様である。

新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生する場合の表示

18. 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金を減少させた場合、当該取引を個別株主資本等変動計算書に表示する方法として、以下の2つが考えられる。
- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- 法的な観点からは、(1)の方法が原則と考えられるが、新株の発行の効力発生日を資本金又は資本準備金の額の減少の効力発生日とした意図を考慮し、これらの取引を一体とみることも合理性があることから、いずれの表示方法によることも認められることとした。
- なお、合併期日等、企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合にも、同様の理由により、上記のいずれの表示方法によることも認められることとした（第8項参照）。

株主資本以外の各項目の表示

19. 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示方法の選択は、連結会計年度及び事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができることとした（第9項参照）。これは、株主資本以外の各項目の情報の有用性や重要性は、年度ごと、あるいは項目ごとに異なると考えられること、及び企業の事務負担等を考慮したことによる。
20. 株主資本以外の各項目を純額で表示する方法と主な変動事由及びその金額を表示する方法の選択（第9項参照）、また、主な変動事由及びその金額を表示する場合における表示方法の選択（第10項参照）は、連結会計年度及び事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができることとした。したがって、当該表示方法の選択は、表示方法の継続性や中間と年度の首尾一貫性が求められるものではない。
21. その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合には、例えば、以下の方法がある（第11項(1)①及び第12項参照）。
 - (1) その他有価証券の売却又は減損処理による増減

時価評価の対象となるその他有価証券について、当該有価証券を売却又は減損処理したことによる損益の額（税効果の調整前の額又は税効果の調整後の額のいずれによることもできる。）を記載する。
 - (2) 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

当期首に保有していたその他有価証券の当期首から当期末又は売却時までの時価の変動と期中に新たに取得したその他有価証券の取得時から当期末又は売却時までの時価の変動の合計（税効果の調整前の額又は税効果の調整後の額のいずれによることもできる。）を記載する。なお、当該金額については、実務上、当期首と当期末のその他有価証券評価差額金全体の変動額から、(1)のその他有価証券の売却又は減損処理による増減の額を控除して算定することも考えられる。

注記事項

22. 株主資本等変動計算書において資本金の増減が開示されることに伴い、これに関連する情報として、発行済株式の種類ごとに、当期首及び当期末の発行済株式総数、並びに当期に増加又は減少した発行済株式数を連結株主資本等変動計算書に注記することとした（第13項(1)参照）。
23. 平成13年の商法改正により、期間、数量等の制限なく自己株式を保有できるようになり、期末における自己株式の数が重要になっていることから、自己株式についても自己株式の種類ごとに、当期首及び当期末の自己株式数、並びに当期に増加又は減少した自己株式数を株主資本等変動計算書に注記することとした（第13項(2)参照）。
24. 新株予約権に関する注記事項のうち、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株

予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数(第13項(3)①及び②参照)については、親会社が発行した新株予約権を対象とすることとした。これは、発行済株式総数及び自己株式数の注記事項は親会社の株式を対象としており、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数についても、親会社の発行済株式総数への影響に関する情報を開示することが適当と考えたことによる。ただし、ストック・オプション会計基準により別途開示されるものは、重複開示を避けるため、連結株主資本等変動計算書の注記事項から除くものとした。

新株予約権の当期末残高(第13項(3)③参照)の記載については、連結財務諸表に計上される新株予約権残高との整合性を考慮し、親会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)と連結子会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)を区分して注記することとした。

また、自己新株予約権に関する注記事項に関し、会社は自己新株予約権を権利行使することができないが(会社法第280条第6項)、自己新株予約権に関する「新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数」の記載にあたっては、会社法の定めにかかわらず、当該自己新株予約権の権利行使が可能なものとみなして算定する(第13項(3)④ア参照)。これは、自己新株予約権を処分した場合には、新株予約権が権利行使される可能性があるためである。また、連結子会社が保有する親会社の新株予約権(自己新株予約権に該当しない。)についても、連結子会社は当該新株予約権を権利行使することができない(会社法第135条第1項及び第2項)が、当該新株予約権の権利行使が可能なものとみなして算定する(第13項(3)②なお書き参照)。これは、連結子会社が当該新株予約権を第三者に譲渡した場合には、親会社発行の新株予約権が権利行使される可能性があるためである。

なお、新株予約権の注記対象には、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションは含まれるが、一括法により負債に計上されるいわゆる転換社債型新株予約権付社債は含まれない。前者については、通常、付与日において費用処理されないため、新株予約権の帳簿価額はゼロとなる(ストック・オプション会計基準第33項)が、権利行使された場合の増加株式数が発行済株式総数に対して重要な影響を与える可能性があることを考慮し、純資産の部に帳簿価額がゼロの新株予約権が計上されているものとみなして注記対象とすることとした。後者については、株主資本等変動計算書が貸借対照表の純資産の部の変動額を報告するために作成するものであることから、純資産の部に計上されていない新株予約権に関する事項については、注記を求めないこととした。

ただし、権利行使された場合の増加株式数が発行済株式総数に対して重要な影響を与える可能性がある場合には、これらの情報を開示することは有用である。このため、

新株予約権相当額が純資産の部に計上されているか否かにかかわらず、転換社債型新株予約権付社債など発行済株式総数に重要な影響を与える可能性のあるものについては、第13項(3)と同様の注記を行うことを妨げない。

25. 決算日後に剰余金の配当が決議され、当該剰余金の配当の効力発生日(会社法第454条第1項第3号)が決算日後に生じる場合(決算日を配当基準日とする剰余金の配当を決算日後に決議した場合などが該当する。)には、翌期の株主資本が減少することとなるため、開示後発事象としての性格を有することになる。

本適用指針では、当該配当の質的重要性や我が国における税制にも配慮し、配当の効力発生日が決算日後であっても、配当基準日が当期に属する場合には、金額の重要性にかかわらず連結株主資本等変動計算書の注記事項として取り扱うこととした(第13項(4)③参照)。

なお、税法上の積立金(例えば、圧縮積立金)は、これまで利益処分案の株主総会決議によって積立て及び取崩しがなされていたが、会社法の下では、法人税等の税額計算を含む決算手続として会計処理することになる。具体的には、当期末の個別貸借対照表に税法上の積立金の積立て及び取崩しを反映させるとともに、個別株主資本等変動計算書に税法上の積立金の積立額と取崩額を記載(注記により開示する場合を含む。)し、株主総会又は取締役会で当該財務諸表を承認することになる。

設 例

以下の設例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることとなることに留意する必要がある。

〔設例 1〕 個別株主資本等変動計算書—株主資本の各項目のみ残高がある場合

1 前提条件

- ア A社はX0年4月に新株の発行による増資2,000百万円を実施し、資本金として1,000百万円、資本準備金として1,000百万円をそれぞれ計上している。
- イ X0年6月の株主総会において繰越利益剰余金からの配当1,000百万円の支払と利益準備金への繰入100百万円を決議し、配当を行った。
- ウ X1年3月期においてA社は自己株式400百万円を取得し、そのうち300百万円を250百万円で処分している。
- エ 決算にあたり、税法の規定に従い圧縮積立金200百万円を取崩し、X0年12月に行った交換取引に関する圧縮積立金を100百万円積み立てた。
- オ X1年3月期のA社の当期純利益は2,000百万円である。
- カ A社の抜粋個別貸借対照表は次のとおりである。

(単位：百万円)

個別貸借対照表（抜粋）	X0/3/31	X1/3/31	増減
純資産の部			
I 株主資本			
1 資本金	10,000	11,000	1,000
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金	1,000	2,000	1,000
(2) その他資本剰余金	100	50	△50
資本剰余金合計	1,100	2,050	950
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金	500	600	100
(2) その他利益剰余金			
圧縮積立金	500	400	△100
繰越利益剰余金	4,500	5,500	1,000
利益剰余金合計	5,500	6,500	1,000
4 自己株式	0	△100	△100
株主資本合計	16,600	19,450	2,850
純資産合計	16,600	19,450	2,850

2 会計処理（単位：百万円）

新株の発行に伴う会計処理

現金預金	2,000	資本金	1,000
		資本準備金	1,000

剰余金の配当に伴う会計処理

繰越利益剰余金	1,100	利益準備金	100
		現金預金	1,000

自己株式の取得に伴う会計処理

自己株式	400	現金預金	400
------	-----	------	-----

自己株式の処分に伴う会計処理

現金預金	250	自己株式	300
その他資本剰余金 （自己株式処分差損）	50		

圧縮積立金の取崩し及び積立ての会計処理

圧縮積立金	200	繰越利益剰余金	200
繰越利益剰余金	100	圧縮積立金	100

3 個別株主資本等変動計算書の作成（純資産の各項目を横に並べる様式による場合）

A社のX0年4月1日からX1年3月31日までの個別株主資本等変動計算書は次のように作成される。

（単位：百万円）

	株主資本										純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
						圧縮 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	1,000	100	1,100	500	500	4,500	5,500	0	16,600	16,600
当期変動額											
新株の発行	1,000	1,000		1,000						2,000	2,000
剰余金の配当					100		△1,100	△1,000		△1,000	△1,000
圧縮積立金の積立て						100	△100	-		-	-
圧縮積立金の取崩し						△200	200	-		-	-
当期純利益							2,000	2,000		2,000	2,000
自己株式の取得									△400	△400	△400
自己株式の処分			△50	△50					300	250	250
当期変動額合計	1,000	1,000	△50	950	100	△100	1,000	1,000	△100	2,850	2,850
当期末残高	11,000	2,000	50	2,050	600	400	5,500	6,500	△100	19,450	19,450

4 個別株主資本等変動計算書の作成（純資産の各項目を縦に並べる様式による場合）

A社のX0年4月1日からX1年3月31日までの個別株主資本等変動計算書は次のように作成される。

（単位：百万円）

株主資本

資本金	当期首残高		10,000	
	当期変動額	新株の発行	1,000	
	当期末残高		<u>11,000</u>	
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高		1,000	
	当期変動額	新株の発行	1,000	
	当期末残高		<u>2,000</u>	
その他資本剰余金	当期首残高		100	
	当期変動額	自己株式の処分	△50	
	当期末残高		<u>50</u>	
資本剰余金合計	当期首残高		1,100	
	当期変動額		950	
	当期末残高		<u>2,050</u>	
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高		500	
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立て	100	
	当期末残高		<u>600</u>	
その他利益剰余金	当期首残高		500	
		当期変動額	圧縮積立金の積立て	100
		圧縮積立金の取崩し	△200	
	当期末残高		<u>400</u>	
繰越利益剰余金	当期首残高		4,500	
	当期変動額	剰余金の配当	△1,100	
		圧縮積立金の積立て	△100	
		圧縮積立金の取崩し	200	
		当期純利益	2,000	
	当期末残高		<u>5,500</u>	
利益剰余金合計	当期首残高		5,500	
	当期変動額		1,000	
	当期末残高		<u>6,500</u>	

自己株式	当期首残高		0
	当期変動額	自己株式の取得	△400
		自己株式の処分	300
	当期末残高		<u>△100</u>
株主資本合計	当期首残高		16,600
	当期変動額		2,850
		当期末残高	
純資産合計	当期首残高		16,600
	当期変動額		2,850
		当期末残高	

〔設例 2〕 個別株主資本等変動計算書—株主資本以外の変動を含む場合

1 前提条件

ア B社はX2年3月期において保有しているその他有価証券の一部（帳簿価額 3,000 百万円）を売却し、投資有価証券売却益 130 百万円を計上している。このうち、X1年3月期末に時価評価の対象となっていたその他有価証券の売却益は 100 百万円、時価評価の対象となっていなかったその他有価証券の売却益は 30 百万円であった。

なお、X2年3月期においてB社は新たに有価証券の取得を行っていない。

イ X2年3月期においてヘッジ対象が消滅し、ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ利益 90 百万円（税効果 60 百万円調整後）の増減があった。

ウ B社はX2年3月期において新株予約権 600 百万円を発行している。

エ B社はX2年3月期において新株予約権の行使に伴う新株の発行により 800 百万円の払込みを受け、権利行使された新株予約権 200 百万円とともに資本金へ振り替えている。

オ X2年3月期において新株予約権 500 百万円が行使されずに行使期限が到来し、B社は特別利益として計上している。

カ X2年3月期のB社の当期純利益は 0 百万円である。

キ 法定実効税率は 40%とする。

ク B社の抜粋個別貸借対照表は次のとおりである。

（単位：百万円）

個別貸借対照表（抜粋）	X1/3/31	X2/3/31	増減
純資産の部			
I 株主資本			
1 資本金	12,000	13,000	1,000
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金	2,000	2,000	0
(2) その他資本剰余金	50	50	0
資本剰余金合計	2,050	2,050	0
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金	600	600	0
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	5,400	5,400	0
利益剰余金合計	6,000	6,000	0
4 自己株式	△100	△100	0
株主資本合計	19,950	20,950	1,000
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金	1,000	1,200	200

2 繰延ヘッジ損益	180	300	120
評価・換算差額等合計	1,180	1,500	320
Ⅲ 新株予約権	2,000	1,900	△100
純資産合計	23,130	24,350	1,220

2 会計処理（単位：百万円）

投資有価証券の売却に伴う会計処理

現金預金	3,130	投資有価証券	3,000
		投資有価証券売却益(*)	130

(*) このうち、X1年3月期末に時価評価の対象となっていたその他有価証券に係る売却益は100百万円である。本設例では、100百万円に係る税効果を調整した60百万円（100百万円 × (1 - 法定実効税率 40%)）を個別株主資本等変動計算書でその他有価証券評価差額金の当期変動額として記載している（第12項(1)参照）。

ヘッジ会計の終了に伴う会計処理

繰延ヘッジ損益(*)	90	営業外費用	150
繰延税金負債	60		

(*) 当該金額を個別株主資本等変動計算書で繰延ヘッジ損益の当期変動額として記載するものとする。

新株予約権の発行に伴う会計処理

現金預金	600	新株予約権	600
------	-----	-------	-----

新株予約権の行使に伴う会計処理

現金預金	800	資本金	1,000
新株予約権	200		

新株予約権の行使期限到来に伴う会計処理

新株予約権	500	特別利益	500
-------	-----	------	-----

3 個別株主資本等変動計算書の作成（純資産の各項目を横に並べる様式で、かつ株主資本以外の各項目について主な変動事由及びその金額を個別株主資本等変動計算書に表示した場合）

B社のX1年4月1日からX2年3月31日までの個別株主資本等変動計算書は次のように作成される。

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備 金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	12,000	2,000	50	2,050	600	5,400	6,000	△100	19,950	1,000	180	1,180	2,000	23,130
当期変動額														
新株の発行（新株予約権の行使）	1,000								1,000				△200	800
当期純利益						0			0					0
その他有価証券の売却による増減										△60(*3)		△60		△60
純資産の部に直接計上されたその 他有価証券評価差額金の増減										260(*1)		260		260
ヘッジ会計の終了による増減											△90(*3)	△90		△90
純資産の部に直接計上された繰延 ヘッジ損益の増減											210(*2)	210		210
新株予約権の発行													600	600
新株予約権の失効													△500	△500
当期変動額合計	1,000	—	—	—	—	0	—	—	1,000	200	120	320	△100	1,220
当期末残高	13,000	2,000	50	2,050	600	5,400	6,000	△100	20,950	1,200	300	1,500	1,900	24,350

(*1) (1,200百万円－1,000百万円)－(△60百万円)

(*2) (300百万円－180百万円)－(△90百万円)

(*3) 税効果を調整した後の額を当期変動額として記載するものとする。

4 個別株主資本等変動計算書の作成（純資産の各項目を横に並べる様式で、かつ株主資本以外の各項目を純額で個別株主資本等変動計算書に表示した場合）

B社のX1年4月1日からX2年3月31日までの個別株主資本等変動計算書は次のように作成される。

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,000	2,000	50	2,050	600	5,400	6,000	△100	19,950
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	1,000								1,000
当期純利益						0			0
当期変動額合計	1,000	—	—	—	—	0	—	—	1,000
当期末残高	13,000	2,000	50	2,050	600	5,400	6,000	△100	20,950

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,000	180	1,180	2,000	23,130
当期変動額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	120	320	△100	—
当期変動額合計	200	120	320	△100	1,220
当期末残高	1,200	300	1,500	1,900	24,350

株主資本以外の各項目を純額で表示し、純資産合計を示さない場合、株主資本以外の各項目については次のように作成される。

	評価・換算差額等			新株予約権
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,000	180	1,180	2,000
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	120	320	△100
当期変動額合計	200	120	320	△100
当期末残高	1,200	300	1,500	1,900

[設例 3] 連結株主資本等変動計算書—株主資本以外の変動を含む場合

1 前提条件

- ア P社はX0年3月31日にS1社株式の70%を5,000百万円で取得し、S1社を連結子会社とした。
- イ S1社の資産及び負債には、明示した条件以外に時価評価による重要な簿価修正額は無いものとする。
- ウ のれんの償却は、本設例では簡略化のため行わないものとする。
- エ P社及びS1社の法定実効税率は40%である。
- オ 資本取引以外の連結グループ会社間での取引は発生していないものとする。
- カ P社はX1年3月期において保有しているその他有価証券の一部を売却し、投資有価証券売却益130百万円を計上している。このうち、X0年3月期末に時価評価の対象となっていたその他有価証券の売却益は100百万円、時価評価の対象となっていなかったその他有価証券の売却益は30百万円であった。
- キ S1社はX1年3月期において保有しているその他有価証券の一部を売却し、投資有価証券売却益50百万円を計上している。売却した有価証券はすべてX0年3月期末に時価評価の対象となっていたその他有価証券である。なお、当該売却した有価証券について、P社がS1社を子会社としたとき(X0年3月31日)の時価と簿価は一致していた。
- また、X1年3月期においてP社及びS1社は新たに有価証券の取得を行っていない。
- ク P社及びS1社の各個別貸借対照表及び各個別損益計算書の抜粋並びに剰余金の変動は次のとおりである。

(単位：百万円)

個別貸借対照表 (抜粋)	P 社		S1 社	
	X0/3/31	X1/3/31	X0/3/31	X1/3/31
純資産の部				
I 株主資本				
1 資本金	10,000	10,000	5,000	5,000
2 資本剰余金	1,000	1,000	0	0
3 利益剰余金	5,000	6,000	1,100	1,900
株主資本合計	16,000	17,000	6,100	6,900
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金	1,000	1,200	500	300
純資産合計	17,000	18,200	6,600	7,200

(単位：百万円)

個別損益計算書 (抜粋)	P 社	S1 社
	X0/4/1 から X1/3/31	X0/4/1 から X1/3/31
営業外収益		
受取配当金	140	0
投資有価証券売却益	130	50
(中略)		
当期純利益	2,000	1,000
剰余金の変動		
資本剰余金		
期首残高	1,000	0
期末残高	1,000	0
利益剰余金		
期首残高	5,000	1,100
剰余金の配当	△1,000	△200
当期純利益	2,000	1,000
期末残高	6,000	1,900

2 連結財務諸表の作成

(1) 連結修正仕訳 (単位：百万円)

X0年3月31日

P社の投資(S1社株式)とS1社の資本との相殺消去及びのれんの計上

資本金	5,000	S1社株式	5,000
利益剰余金	1,100	非支配株主持分	1,980
その他有価証券評価差額金	500		
のれん	380		

X1年3月31日

開始仕訳：P社の投資（S1社株式）とS1社の資本との相殺消去及びのれんの計上

資本金	5,000	S1社株式	5,000
利益剰余金	1,100	非支配株主持分	1,980
その他有価証券評価差額金	500		
のれん	380		

受取配当金の消去

受取配当金	140	配当金	200
非支配株主持分	60		

非支配株主に帰属する当期純損益の認識

非支配株主に帰属する当期純利益	300	非支配株主持分	300
-----------------	-----	---------	-----

S1社のその他有価証券評価差額金減少額のうち非支配株主持分への振替

非支配株主持分	60	その他有価証券評価差額金(*)	60
---------	----	-----------------	----

(*) S1社のその他有価証券評価差額金の減少 200 百万円×非支配株主持分比率 30%

(2) 連結財務諸表

連結精算表（連結貸借対照表に関する変動部分）－X0年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S1社	合計	投資と資本 の相殺消去	修正合計	連結ベース
(中略)						
関係会社株式	5,000	0	5,000	(5,000)	(5,000)	0
(中略)						
のれん	0	0	0	380	380	380
(中略)						
資本金	(10,000)	(5,000)	(15,000)	5,000	5,000	(10,000)
資本剰余金	(1,000)	0	(1,000)			(1,000)
利益剰余金	(5,000)	(1,100)	(6,100)	1,100	1,100	(5,000)
株主資本合計	(16,000)	(6,100)	(22,100)	6,100	6,100	(16,000)
その他有価証券評価差額金	(1,000)	(500)	(1,500)	500	500	(1,000)
非支配株主持分	0	0	0	(1,980)	(1,980)	(1,980)
純資産合計	(17,000)	(6,600)	(23,600)	4,620	4,620	(18,980)

連結精算表（連結貸借対照表に関する変動部分）－X1年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S1社	合計	投資と資本の相殺 消去	配当金の 消去	非支配株主に 帰属する当期 純損益の認識	評価差 額金の 調整	修正合計	連結ベース
(中略)									
関係会社株式	5,000	0	5,000	(5,000)				(5,000)	0
(中略)									
のれん	0	0	0	380				380	380
(中略)									
資本金	(10,000)	(5,000)	(15,000)	5,000				5,000	(10,000)
資本剰余金	(1,000)	0	(1,000)						(1,000)
利益剰余金	(6,000)	(1,900)	(7,900)	1,100	(60)	300		1,340	(6,560)
株主資本合計	(17,000)	(6,900)	(23,900)	6,100	(60)	300		6,340	(17,560)
その他有価証券評価差額金	(1,200)	(300)	(1,500)	500			(60)	440	(1,060)
非支配株主持分	0	0	0	(1,980)	60	(300)	60	(2,160)	(2,160)
純資産合計	(18,200)	(7,200)	(25,400)	4,620	0	0	0	4,620	(20,780)

連結精算表（損益及び剰余金の変動に関する部分）－X1年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S1社	合計	投資と資 本の相殺 消去	配当金 の消去	非支配 株主に 帰属す る当期 純損益 の認識	修正合計	連結ベース
(中略)								
受取配当金	(140)	0	(140)		140		140	0
投資有価証券売却益	(130)	(50)	(180)					(180)
(中略)								
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0	0			300	300	300
(中略)								
親会社株主に帰属する当期純利益	(2,000)	(1,000)	(3,000)		140	300	440	(2,560)
資本剰余金								
期首残高	(1,000)	0	(1,000)					(1,000)
期末残高	(1,000)	0	(1,000)					(1,000)

利益剰余金

期首残高	(5,000)	(1,100)	(6,100)	1,100			1,100	(5,000)
剰余金の配当	1,000	200	1,200		(200)		(200)	1,000
親会社株主に帰属 する当期純利益	(2,000)	(1,000)	(3,000)		140	300	440	(2,560)
期末残高	<u>(6,000)</u>	<u>(1,900)</u>	<u>(7,900)</u>	<u>1,100</u>	<u>(60)</u>	<u>300</u>	<u>1,340</u>	<u>(6,560)</u>

3 連結株主資本等変動計算書の作成

P社のX0年4月1日からX1年3月31日までの連結株主資本等変動計算書（純資産の各項目を横に並べる様式の場合で、かつ株主資本以外の各項目について主な変動事由及びその金額を連結株主資本等変動計算書に表示した場合）は次のように作成される。

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	10,000	1,000	5,000	16,000	1,000	1,980	18,980
当期変動額							
剰余金の配当			△1,000	△1,000		△60	△1,060
親会社株主に帰属する当期純利益			2,560	2,560			2,560
その他有価証券の売却による増減					△81(*1)	△9(*2)	△90
純資産の部に直接計上されたその他有価証券 評価差額金の増減					141(*3)	△51(*4)	90
非支配株主に帰属する当期純利益						300	300
当期変動額合計	—	—	1,560	1,560	60	180	1,800
当期末残高	10,000	1,000	6,560	17,560	1,060	2,160	20,780

(*1) 税効果を調整した後の額を当期変動額として記載している。

P社が売却した時価評価の対象となるその他有価証券売却益100百万円×(1-法定実効税率40%) + S1社が売却した時価評価の対象となるその他有価証券の売却益50百万円×(1-法定実効税率40%) ×親会社持分比率70%

(*2) 税効果を調整した後の額を当期変動額として記載している。

S1社が売却した時価評価の対象となるその他有価証券の売却益50百万円×(1-法定実効税率40%) ×非支配株主持分比率30%

(*3) (1,060百万円-1,000百万円) - (△81百万円)

(*4) (2,160百万円-1,980百万円) - 300百万円 - (△60百万円) - (△9百万円)

[設例 4] 連結株主資本等変動計算書—持分比率の変動がある場合

1 前提条件

アからオまで、[設例 3] に同じ。

カ X2年3月31日においてS1社は1,000百万円の増資を行い、P社はそのうちの100百万円を払い込んでいる。この結果、P社のS1社に対する持分比率は70%から60%に低下した。

キ P社及びS1社の個別貸借対照表及び個別損益計算書の抜粋並びに剰余金の変動は次のとおりである。

(単位：百万円)

個別貸借対照表 (抜粋)	P 社		S1 社	
	X1/3/31	X2/3/31	X1/3/31	X2/3/31
純資産の部				
I 株主資本				
1 資本金	10,000	10,000	5,000	6,000
2 資本剰余金	1,000	1,000	0	0
3 利益剰余金	6,000	6,000	1,900	1,900
株主資本合計	17,000	17,000	6,900	7,900
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金	1,200	1,200	300	300
純資産合計	18,200	18,200	7,200	8,200

(単位：百万円)

個別損益計算書 (抜粋)	P 社	S1 社
	X1/4/1 から X2/3/31	X1/4/1 から X2/3/31
当期純利益	0	0
剰余金の変動		
資本剰余金		
期首残高	1,000	0
期末残高	1,000	0
利益剰余金		
期首残高	6,000	1,900
期末残高	6,000	1,900

2 連結財務諸表の作成

連結修正仕訳 (単位：百万円)

X2年3月31日

開始仕訳：P社の投資（S1社株式）とS1社の資本との相殺消去及びのれんの計上

資本金	5,000	S1社株式	5,000
利益剰余金	1,340	非支配株主持分	2,160
その他有価証券評価差額金	440		
のれん	380		

S1社の増資に係る連結消去仕訳

資本金	1,000	S1社株式	100
資本剰余金(*1)	240	非支配株主持分(*2)	1,120
		その他有価証券評価差額金(*3)	20

(*1) S1社増資後P社持分 8,200百万円×60%－S1社増資前P社持分 7,200百万円×70%
－P社出資額 100百万円－その他有価証券評価差額金 20百万円

(*2) S1社増資後非支配株主持分 8,200百万円×40%－S1社増資前非支配株主持分 7,200
百万円×30%

(*3) 親会社持分比率減少分に対応するその他有価証券評価差額金 200百万円×10%

連結精算表（連結貸借対照表に関する変動部分）－X2年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S1社	合計	投資と資本 の相殺消去	S1社増資	修正合計	連結ベース
(中略)							
関係会社株式	5,100	0	5,100	(5,000)	(100)	(5,100)	0
(中略)							
のれん	0	0	0	380		380	380
(中略)							
資本金	(10,000)	(6,000)	(16,000)	5,000	1,000	6,000	(10,000)
資本剰余金	(1,000)	0	(1,000)		240	240	(760)
利益剰余金	(6,000)	(1,900)	(7,900)	1,340		1,340	(6,560)
株主資本合計	(17,000)	(7,900)	(24,900)	6,340	1,240	7,580	(17,320)
その他有価証券評価差額金	(1,200)	(300)	(1,500)	440	(20)	420	(1,080)
非支配株主持分	0	0	0	(2,160)	(1,120)	(3,280)	(3,280)
純資産合計	(18,200)	(8,200)	(26,400)	4,620	100	4,720	(21,680)

連結精算表（損益及び剰余金の変動に関する部分）－X2年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S1社	合計	投資と資本 の相殺消去	S1社増資	修正 合計	連結ベース
(中略)							
資本剰余金							
期首残高	(1,000)	0	(1,000)				(1,000)
連結子会社の 増資による持 分の増減					240	240	240
期末残高	<u>(1,000)</u>	<u>0</u>	<u>(1,000)</u>		<u>240</u>	<u>240</u>	<u>(760)</u>
利益剰余金							
期首残高	<u>(6,000)</u>	<u>(1,900)</u>	<u>(7,900)</u>	<u>1,340</u>		<u>1,340</u>	<u>(6,560)</u>
期末残高	<u>(6,000)</u>	<u>(1,900)</u>	<u>(7,900)</u>	<u>1,340</u>		<u>1,340</u>	<u>(6,560)</u>

3 連結株主資本等変動計算書の作成

P社のX1年4月1日からX2年3月31日までの連結株主資本等変動計算書（純資産の各項目を横に並べる様式の場合で、かつ株主資本以外の各項目について主な変動事由及びその金額を連結株主資本等変動計算書に表示した場合）は次のように作成される。

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	10,000	1,000	6,560	17,560	1,060	2,160	20,780
当期変動額							
連結子会社の増資 による持分の増減		△240		△240	20	1,120	900
当期変動額合計	—	△240	—	△240	20	1,120	900
当期末残高	10,000	760	6,560	17,320	1,080	3,280	21,680

[設例 5] 連結株主資本等変動計算書－在外子会社を連結子会社とする場合

1 前提条件

ア X0年3月31日、P社は他の会社とともにS2社(資本金20,000千ドル)を設立し、出資比率60%、12,000千ドルを出資した。

イ 資本取引以外の連結グループ会社間での取引は発生していないものとする。

ウ 為替レートは以下のとおりである。

X0年3月31日：1ドル＝120円

X1年3月31日：1ドル＝105円

X1年3月期期中平均：1ドル＝110円

エ P社及びS2社の個別貸借対照表及び個別損益計算書の抜粋並びに剰余金の変動は次のとおりである。

個別貸借対照表 (抜粋)	(単位：百万円)			
	P社		S2社 (注)	
	X0/3/31	X1/3/31	X0/3/31	X1/3/31
純資産の部				
I 株主資本				
1 資本金	10,000	10,000	2,400	2,400
2 資本剰余金	1,000	1,000	0	0
3 利益剰余金	5,000	6,000	0	1,100
株主資本合計	16,000	17,000	2,400	3,500
II 評価・換算差額等				
1 為替換算調整勘定	0	0	0	△350
純資産合計	16,000	17,000	2,400	3,150

(単位：百万円)

個別損益計算書 (抜粋)	P 社	S2 社 (注)
	X0/4/1 から X1/3/31	X0/4/1 から X1/3/31
当期純利益	2,000	1,100
剰余金の変動		
資本剰余金		
期首残高	1,000	0
期末残高	1,000	0
利益剰余金		
期首残高	5,000	0
剰余金の配当	△1,000	0
当期純利益	2,000	1,100
期末残高	6,000	1,100

(注)S2 社の個別貸借対照表及び個別損益計算書の抜粋並びに剰余金の変動の外貨から円貨への換算

個別貸借対照表 (抜粋)	外貨 (単位：千ドル)		換算レート (単位：円)		円貨 (単位：百万円)	
	X0/3/31	X1/3/31	X0/3/31	X1/3/31	X0/3/31	X1/3/31
純資産の部						
I 株主資本						
1 資本金	20,000	20,000	@120	@120	2,400	2,400
2 利益剰余金	0	10,000			0	1,100
株主資本合計	20,000	30,000			2,400	3,500
II 評価・換算差額等						
1 為替換算調整勘定	0	0			0	△350
純資産合計	20,000	30,000	@120	@105	2,400	3,150

個別損益計算書 (抜粋)	X0/4/1 から X1/3/31		
	外貨 (単位:千ドル)	換算レート (単位:円)	円貨 (単位:百万円)
当期純利益	10,000	@110	1,100
剰余金の変動			
利益剰余金			
期首残高	0		0
当期純利益	10,000	@110	1,100
期末残高	10,000		1,100

2 連結財務諸表の作成

(1) 連結修正仕訳 (単位:百万円)

X0年3月31日

P社の投資 (S2社株式) と S2社の資本との相殺消去

資本金	2,400	S2社株式	1,440
		非支配株主持分	960

X1年3月31日

開始仕訳: P社の投資 (S2社株式) と S2社の資本との相殺消去

資本金	2,400	S2社株式	1,440
		非支配株主持分	960

非支配株主に帰属する当期純損益の認識

非支配株主に帰属する	440	非支配株主持分	440
当期純利益			

為替換算調整勘定の非支配株主持分への振替

非支配株主持分	140	為替換算調整勘定(*)	140
---------	-----	-------------	-----

(*) S2社為替換算調整勘定 350百万円 × 非支配株主持分比率 40%

(2) 連結財務諸表

連結精算表（連結貸借対照表に関する変動部分）－X0年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P 社	S2 社	合計	投資と資本 の相殺消去	修正合計	連結ベース
(中略)						
関係会社株式	1,440	0	1,440	(1,440)	(1,440)	0
(中略)						
資本金	(10,000)	(2,400)	(12,400)	2,400	2,400	(10,000)
資本剰余金	(1,000)	0	(1,000)			(1,000)
利益剰余金	(5,000)	0	(5,000)			(5,000)
株主資本合計	(16,000)	(2,400)	(18,400)	2,400	2,400	(16,000)
非支配株主持分	0	0	0	(960)	(960)	(960)
純資産合計	(16,000)	(2,400)	(18,400)	1,440	1,440	(16,960)

連結精算表（連結貸借対照表に関する変動部分）－X1年3月期

（単位：百万円、（ ）書きは貸方金額とする）

	P社	S2社	合計	投資と資本の消去	非支配株主に 帰属する当期 純損益の認識	為替換 算調整 勘定の 調整	修正合計	連結ベース
(中略)								
関係会社株式	1,440	0	1,440	(1,440)			(1,440)	0
(中略)								
資本金	(10,000)	(2,400)	(12,400)	2,400			2,400	(10,000)
資本剰余金	(1,000)	0	(1,000)					(1,000)
利益剰余金	(6,000)	(1,100)	(7,100)		440		440	(6,660)
株主資本合計	(17,000)	(3,500)	(20,500)	2,400	440		2,840	(17,660)
為替換算調整勘定	0	350	350			(140)	(140)	210
非支配株主持分	0	0	0	(960)	(440)	140	(1,260)	(1,260)
純資産合計	(17,000)	(3,150)	(20,150)	1,440	0	0	1,440	(18,710)

連結精算表（損益及び剰余金の変動に関する部分）－X1年3月期

（単位：百万円、（）書きは貸方金額とする）

	P社	S2社	合計	非支配株主に 帰属する当期 純損益の認識	修正合計	連結ベース
(中略)						
非支配株主に帰属する 当期純利益	0	0	0	440	440	440
(中略)						
親会社株主に帰属する 当期純利益	(2,000)	(1,100)	(3,100)	440	440	(2,660)
資本剰余金						
期首残高	(1,000)	0	(1,000)			(1,000)
期末残高	(1,000)	0	(1,000)			(1,000)
利益剰余金						
期首残高	(5,000)	0	(5,000)			(5,000)
剰余金の配当	1,000	0	1,000			1,000
親会社株主に帰属 する当期純利益	(2,000)	(1,100)	(3,100)	440	440	(2,660)
期末残高	(6,000)	(1,100)	(7,100)	440	440	(6,660)

3 連結株主資本等変動計算書の作成

P社のX0年4月1日からX1年3月31日までの連結株主資本等変動計算書（純資産の各項目を縦に並べる様式の場合で、かつ株主資本以外の各項目について主な変動事由及びその金額を連結株主資本等変動計算書に表示した場合）は次のように作成される。

（単位：百万円）

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		10,000
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		1,000
利益剰余金	当期首残高		5,000
	当期変動額	剰余金の配当	△1,000
		親会社株主に帰属する 当期純利益	2,660
	当期末残高		6,660
株主資本合計	当期首残高		16,000
	当期変動額		1,660
	当期末残高		17,660
評価・換算差額等			
為替換算調整勘定	当期首残高		-
	当期変動額	純資産の部に直接計上された 為替換算調整勘定の増減	△210
	当期末残高		△210
非支配株主持分	当期首残高		960
	当期変動額	純資産の部に直接計上された 為替換算調整勘定の増減 非支配株主に帰属する 当期純利益	△140 440
	当期末残高		1,260
純資産合計	当期首残高		16,960
	当期変動額		1,750
	当期末残高		18,710

注記例

以下の注記例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるためのものであり、記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることとなることに留意する必要がある。

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項の注記例

連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	420,000	40,000	—	460,000	注1
A種株式	100,000	50,000	10,000	140,000	注2、注3
合計	520,000	90,000	10,000	600,000	
自己株式					
普通株式	1,000	2,100	—	3,100	注4
合計	1,000	2,100	—	3,100	

注1：普通株式の発行済株式総数の増加40,000千株は、A種株式の普通株式への転換による増加10,000千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加30,000千株である。

注2：A種株式の発行済株式総数の増加50,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加である。

注3：A種株式の発行済株式総数の減少10,000千株は、普通株式への転換による減少である。

注4：普通株式の自己株式の株式数の増加2,100千株は、単元未満株式の買取りによる増加1,100千株、連結子会社が合併によって取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分700千株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分300千株である。

個別株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,000	1,100	—	2,100	注1
合計	1,000	1,100	—	2,100	

注1：普通株式の自己株式の株式数の増加1,100千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項の注記例

連結株主資本等変動計算書に関する注記

新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末 残高 (百万円)	摘要
			当期首	当期 増加	当期 減少	当期末		
提出会社 (親会社)	X1年新株予約権	普通株式	200	—	100	100	10	注1
	X2年新株予約権 (自己新株予約権)	普通株式	—	200	10	190	100	注2
			—	(30)	(10)	(20)	(5)	注3 注4
	ストック・オプション としての新株予約権					15		
連結子会社						30		
合	計					155 (5)		

注1：X1年新株予約権の当期減少は、新株予約権の行使によるものである。

注2：X2年新株予約権の当期増加は、新株予約権の発行によるものである。

注3：X2年新株予約権及び自己新株予約権の当期減少は新株予約権の消却によるものである。

注4：X2年自己新株予約権の当期増加は、新株予約権の取得によるものである。

5：上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

3 配当に関する事項の注記例

連結株主資本等変動計算書に関する注記

以下の注記例は、剰余金の配当決議を株主総会（中間配当は取締役会）で決議する会社（X08年3月期）を想定している。なお(2)の場合については、剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当の原資（資本剰余金又は利益剰余金）を記載する。

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(例 1：文章による方法)

① X07 年 6 月 X 日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 33 百万円
- (ロ) 1 株当たり配当額 10 円
- (ハ) 基準日 X07 年 3 月 31 日
- (ニ) 効力発生日 X07 年 7 月 X 日

・A 種株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 67 百万円
- (ロ) 1 株当たり配当額 20 円
- (ハ) 基準日 X07 年 3 月 31 日
- (ニ) 効力発生日 X07 年 7 月 X 日

② X07 年 12 月 X 日の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 33 百万円
- (ロ) 1 株当たり配当額 10 円
- (ハ) 基準日 X07 年 9 月 30 日
- (ニ) 効力発生日 X08 年 1 月 X 日

(例 2：表による方法)

決議	株式の種類	配当金の 総額	1 株当 り配当額	基準日	効力発生日
X07 年 6 月 X 日 定時株主総会	普通株式	33 百万円	10 円	X07 年 3 月 31 日	X07 年 7 月 X 日
	A 種株式	67 百万円	20 円	X07 年 3 月 31 日	X07 年 7 月 X 日
X07 年 12 月 X 日 取締役会	普通株式	33 百万円	10 円	X07 年 9 月 30 日	X08 年 1 月 X 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

X08 年 6 月 X 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 50 百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1 株当たり配当額 15 円

- (ニ) 基準日 X08 年 3 月 31 日
- (ホ) 効力発生日 X08 年 7 月 X 日

・ A 種株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 100 百万円
- (ロ) 配当の原資 利益剰余金
- (ハ) 1 株当たり配当額 30 円
- (ニ) 基準日 X08 年 3 月 31 日
- (ホ) 効力発生日 X08 年 7 月 X 日

以 上